

第4回委員会で配布した条例骨子案に対する各委員の意見

資料5

	条例に盛り込むべき内容の具体化について	緊急課題への対応について
1	<p>ボーイスカウト、ガールスカウトあるいは少年野球などのスポーツクラブについて。これらの団体は、骨子（案）の定義（1）から（8）のうちどこに入るのかと思いつつ、今日これらの団体は子どもを育む上で大きなウエイトを占めていると思います。子どもに対し愛情や理解がある人が指導に当たっていると思いますが、稀な例として少年野球において死亡事故が発生したこともありました。このようなスポーツクラブの実態について、私は承知しておりませんが登録制あるいはスポーツクラブで組織する団体等があり、一定指導等がされているのであればいいのですが、何もないのであるならば、この条例により一緒に子供を育てていこうという働きかけを行っていてもいいのではないかと思います。</p>	<p>これらの課題に対して、国、府の法律、条例により規制がされており、現段階ではこれらに任ず立場でよいと考えます。</p>
2	<p>条例となると違反したものに罰則がつくのは当然で、そのためには、例えば青少年保護育成条例等もあり、あまり知られていないので、その辺りとの重なりもでてくるのではないかと。 具体的に考えられるようなものは憲章と重なり、それ以上、例えば生活習慣等は、条例にあまり盛り込むべきことではないように思う。緊急課題の要件ともおおいに関係があると思う。 学校教育等で実践いただいているが、もっと厳しく、もっと突っ込んだ所にもっていききたい。</p>	<p>薬物のおそろしさ。発達障害に対する理解・対応の仕方。家庭の虐待等。インターネットの問題等</p>
3	<p>人づくり21世紀委員会からの提言においても、ケータイ、薬物、虐待、児童ポルノ等の緊急課題への対応、また、若い親など子育てへの不安や孤独感を持つ親に対して、親自身が学べる様々な機会の設定を行政や地域の方々の連携の中で作り出していくこと、経済不況の中での長時間労働や不安定な雇用等がある中、ワーク・ライフ・バランスの推進など、企業への啓発や支援の必要性などが提案されている。 子育てに関わって何らかの支援が必要と考えられる家庭も含めて、全ての親や、子どもを取り巻くあらゆる立場の大人が積極的に取り組むという趣旨から、保護者や地域の大人の実践を定めていくことも大事である。また、その一方で、憲章に「子どもの命と健やかな育ちを脅かすものに対して毅然とした態度で臨む」とあるように、緊急課題への対応や親の学びや気付きへの支援、子育てのための社会環境づくりについての明確化も重要である。</p>	<p>PTA・人づくり21世紀委員会でも、児童ポルノに関して法規制を求める署名活動に取り組まれたところであり、法律や条例規則による必要な規制は重要である。国・京都府、京都市のそれぞれの権限の中で、京都市としてはどこまで定められるのか検討が必要。 また、今回の署名活動を通じた、一人一人の方々への意識改革の効果も大きく、「子どもの命と健やかな育ちを脅かすものへの毅然とした行動の大切さ」についての市民への啓発も大事であり、条例においても取り入れるべきと考える。</p>

4	<p>第4回配布の骨子案の形でよい。</p> <p>5(4)は、「～家庭での規則正しい生活や」として、「早寝・早起き・朝ごはん等」といった文言は削るほうがよい。</p> <p>7憲章と普及啓発と推進体制のところ市（または市民会議）は、〇年毎に、普及・推進状況を検証し、検証結果を広報する旨の規定が必要と考えます。</p>	<p>府が新たに児童ポルノ規制条例を検討していることもあり、本条例案においては、児童ポルノのみならず、他の緊急課題においても、明確に規制と制裁を盛り込むよりは、骨子案の形のもの（推進と改善の宣言）に留めるのがよい。</p> <p>規制や制裁については、研究（6（2））、検証の結果を見て、別個に立法事案が固まってから、条例として行うのがよい。</p>
5	<p>憲章の理念を如何に実現していくのか。今回の条例化の目的はそこにあり、そのためには、市民・保護者・行政・施設関係者・事業者等が何を実践していかなければならないかをしっかり織り込むことが大切である。「条例」は「憲章の理念」の実現のための、ある意味マニュアルであると考えれば、出来る限り具体的であることが求められる。</p> <p>「個人（親）の責務」について、そのことを条例化すると社会的な支援が曖昧になるのではとの意見があったが、「貧困」に社会的に取り組むことと、親の親としての義務・責任を問うこととは決して相反するものではない。むしろ種々の困難において、親こそ子どもを守り育てなくてはならないという、至極当然な親としての務めを条例に謳うことが、「虐待」や「貧困」から子どもを救う社会的意識の醸成や取り組みにつながるのではないかと。いま、人の親であることに対する感慨が希薄になっているからこそ。どんな時代であろうと、そんな社会情勢であろうと、子育ての第一義的責任は親にあるのだから。</p>	<p>とりわけ児童虐待については、京都市でも2009年度の相談・通告件数が過去最多の878件に達するなど、益々その対策が急がれており、今回の条例化においても最重要の課題として取り組んでいかなければならない。</p> <p>同時に市民・行政・各施設関係者等が虐待予防と防止において、現時点において、それぞれに為さなければならないこと、できることを明らかにし、より強く連携していく必要がある。</p>
6	<p>条例に「家庭での早寝・早起き・朝ごはん等」を入れるということは、せっかく作った憲章の精神を無に帰すに等しい。</p> <p>この市民憲章の特色は、規制や規定によるのではなく、成熟都市京都の成人が主体的に変化、成長し共に子どもを育むという生涯学習の精神に則しているところにある。</p> <p>7月28日のフォーラム分科会においても、憲章を条例にすること自体への疑念が多かった。条例に盛り込むべき内容は、子どもを共に育むための環境整備であり、市民の心意気を盛り込んだ憲章の内容そのものではない。</p> <p>条例の名称も検討が必要である。</p>	<p>京都市民が子どもを共に育むためには、虐待防止、児童ポルノを取り締まる等、緊急課題に厳しく対処する条例を市民の要望のもとに制定することが必要である。</p>